

# 門真市立市民交流会館中塚荘自動販売機設置事業者公募仕様書

## 1 公募物件

所在地	設置場所	自動販売機設置場所の寸法		販売商品の種類
		幅	奥行	
門真市月出町11番1号	門真市立市民交流会館中塚荘東側	1.40m以内	1.10m以内	[必須販売品]清涼飲料水等 [任意販売品]食品

※ 設置位置図については、別紙1のとおり。

## 2 設置条件

### (1) 使用済容器回収ボックスの設置

- ア 使用済容器回収ボックスを、自動販売機脇に設置すること。
- イ 素材は、プラスチック製又は金属製とする。
- ウ 容積、回収頻度、回収量などを考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。
- エ その他収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

### (2) 自動販売機の規格等

- ① 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ② 原則としてユニバーサルデザインであること。ただし、寸法及び設置条件によりユニバーサルデザインで対応できないものについては、この限りでない。
- ③ 冷媒には、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン等のいわゆる代替フロンを使用しない機種（低GWP 冷媒機）とすること。  
ただし、前記条件に該当する機種が現在製造されていないか、調達が極めて困難な場合については、協議によりフロンガス冷媒の機種を特に認めることがある。また、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン等のいわゆる代替フロンを使用しない機種とすること。
- ④ 照明等については、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。また、転倒防止対策により通行人の安全を妨げな

いよう、十分安全を確保すること。なお、設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法は含まないこととする。

- ⑥ AC100Vで、定格電力が1000W以下であること。
- ⑦ 障がい者の利用に十分配慮したユニバーサルデザイン仕様のものであること。
- ⑧ キャッシュレス決済対応が可能な機種を導入に努めること。

### (3) 設置期限

自動販売機の設置については、令和7年3月31日（月）の既設自動販売機の撤去後から令和7年4月1日（火）午後5時30分までの間に行うこと。

ただし、設置事業者の責めに帰すことができない事由により、期限までに完了することができないことが明らかになったときは、門真市に対し期限の延長を求めることができる。延長日数は、門真市と協議の上、決定すること。

### (4) 必要経費等

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電源引込工事も含む）、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- ② 自動販売機に使用する電源は、門真市が指定する分電盤から引込を行うものとし、自動販売機ごとに積算電力計（子メーター）を設置すること。

### (5) その他

設置に当たり自動販売機及び回収ボックス等について、管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

## 3 販売商品の種類等

### (1) 容器・包装の基準

- ① 清涼飲料水等の容器については、原則、缶、ビン、紙パック又はペットボトル等の密閉式の容器とする。
- ② 食品については、原則、紙、プラスチック等の密閉式の包装とする。

### (2) 販売品の種類

- ① 清涼飲料水等については、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、スポーツドリンク、乳飲料、コーヒー及び紅茶等の飲料とし、多品種、多品目により構成するよう努めること。また、お茶又は水は必ず1品以上販売すること。なお、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。
- ② 食品については、菓子・パン等の軽食を想定しているが、品目等の指定はない。

### (3) 販売品の価格

- ① メーカー希望小売価格を超えない価格で販売すること。
- ② メーカー希望小売価格が設定されていない場合、その同一商品について、設

置事業者の属する取引地域の相当数の者が同地域において販売している価格とすること。

#### 4 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると門真市が判断した場合は、令和8年4月1日から4年を限度に、引き続き使用許可を行う。

なお、使用許可の期間の満了前であっても、門真市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

#### 5 使用料

使用料については、自動販売機の設置に係る行政財産使用料、売上に応じた行政財産使用料及び電気使用料とする。

##### (1) 自動販売機の設置に係る行政財産使用料

- ① 自動販売機の設置に係る使用料は、自動販売機の面積により門真市行政財産使用料条例（平成18年門真市条例第18号）の定めるところにより算定した額とする。
- ② 自動販売機の設置に係る使用料は、門真市が発行する納入通知書又は門真市の指定する口座への振込により、門真市が指定する期日までに全額納入すること。

##### (2) 売上に応じた行政財産使用料

- ① 売上に応じた行政財産使用料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に売上に応じた使用料率（売上使用料率）を乗じて得た額とする。
- ② 自動販売機の設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を書面により門真市に報告すること。
- ③ 売上に応じた行政財産使用料は、毎月門真市が指定する口座へ翌々月の15日までに振込すること。（4月売上については、6月15日まで。15日が土日祝日の場合、翌平日まで。）

##### (3) 電気使用料

- ① 電気使用料の請求額は、自動販売機設置事業者が設置する積算電力計（子メーター）の指示値により計測した各月の電気使用量に基づき、電気料金単価を乗じて得た額とする。

- ② 電気使用料は、門真市が発行する納入通知書又は門真市の指定する口座への振込により、門真市が指定する期日までに全額納入すること。

## 6 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守し、使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、経路及び駐車位置については、門真市の指示に従うこと。

## 7 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを門真市に提出すること。

- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 8 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を門真市に請求することはできない。

## 9 売上実績

別添「門真市立市民交流会館中塚荘 自動販売機売上実績」のとおり。

※売上実績は、販売本数を保証するものではありません。

## 10 行政財産使用許可申請の手続等

設置事業者に決定した者は、令和7年3月10日（月）までに以下の書類を提出すること。

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）
- (3) 販売品目一覧表（門真市所定様式）
- (4) 設置を予定している自動販売機のカタログ

## 11 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格要件を満たさないことが判明した場合
- (3) 門真市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

## 12 その他

使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。